

求められる背景・正社員転換・登用制度が

非正規の職員・従業員の内訳をみる

非正規雇用

増加傾向にあるフルタイム型

二○○六年の平均で見ると(労働力非正規雇用へのシフトが強まった。た。その結果、雇用の多様化が進行し、た。その結果、雇用の多様化が進行し、た。その結果、雇用の多様化が進行し、から、と呼ばれる長期の景気低迷は、一○年」と呼ばれる長期の景気低迷は、一○年」と呼ばれる長期の景気低迷は、バブル経済の崩壊以降、「失われたバブル経済の崩壊以降、「失われたバブル経済の崩壊以降、「失われた

と、正規に比べて労働時間が短いパート・アルバイトが一二二五万人(二三・一%)ともっとも多いものの、ここ数年、伸びが鈍化している。パート・アルバイトの伸びが弱くなった背景には、第一に正規雇用の採用増加で、新卒からフリーター化する動きが鈍っていることがある。一五~二四歳層ではフリーターが減少傾向にある。第二には、景気回復による求人難で、パート・アルバイトを活用している流通・小売りルバイトを活用している流通・小売りルバイトを活用している流通・小売りれが、とくに主力である主婦パートの確保が困難になってきていることがある(2)。

大きな伸びを示している。このなかで年には五五二万人となり、四割弱増のある。○二年の三九八万人から、○六ある。○二年の三九八万人から、○六める、○二年の三九八万人から、○六が、労働時間が正社員とほとんど変が、労働時間が正社員とほとんど変が、労働時間が強まっている。

三五時間以上働いている契約・嘱託社

は派遣社員の増加が際立っており、

週

員といった直接雇用の非正規雇用も増

加傾向が続いている。

ずすむ 見意用・転換制度 9社の事例調査からい 9社の事例調査からい 源査・解析部荻野登、渡辺本綿型

Business Labor Trend 2007.6

雇用形態別雇用者数の推移 表1

実 数(万人) 非正規 正規の 役員を 除く 雇用者 職員・従業員 亜ペッ 職員・ 従業員 雇用者 正規の 職員・ 社員 職員・ 従業員 従業員 派遣社員 イト 2002年平均 2003 1053 43 50 230 236 70.6 29. 4 30. 4 125 1089 342 129 69.6 5343 4948 3444 1504 748 2004 1096 333 85 255 128 31.4 763 68.6 4975 3410 1564 2005 780 340 106 278 129 32.6 男女計 5407 5007 3374 1633 1120 67.4 2006 5481 3411 1677 14 67.0 282 276 33. 2 32. 3 33. 4 1~3月平均 5002 3340 1663 783 337 139 66.8 4~6月 7~9月 5507 5101 3454 1647 1112 792 320 120 139 67.7 5504 340 3408 1707 812 126 286 144 66.6 5115 5132 3443 1691 781 336 143 67.1 32. 9 1117 資料出所:総務省統計局「労働力調査

非正社員を雇用する理由別事業所割合 表 2 (%)

就業形態	計	非正社員を雇用する理由											
		正社員を確保できないから	正社員を重要業務に特化	専門的業務に対応するため	保するため	景気変動に応じて雇用量を	長い営業(操業)時間に対応	対応するため	対応するため対応するため	人件費の節約のため※	高年齢者の再雇用のため	正社員の育児・介護休業対策	その他
1999 年調査													
非正社員がいる事業所計	100.0	11.6	15.8	23.8	23.7	30.7	20.6	29.6	23.0	61.0	10.3	6.2	9.9
契約社員	100.0	7.5	11.5	42.4	34.6	19.0	6.2	4.0	6.5	33.8	18.0	4.6	7.0
短時間のパートタイマー	100.0	9.3	14.6	11.5	10.6	26.9	23.9	36.2	19.1	61.5	5.5	4.7	6.1
その他のパートタイマー	100.0	10.9	12.2	11.6	14.2	24.8	17.3	21.9	18.2	59.1	7.0	4.0	6.4
派遣社員	100.0	8.5	14.2	23.8	31.0	26.2	6.0	8.1	22.8	40.3	0.9	7.5	5.8
2003 年調査													
非正社員がいる事業所計	100.0	20.1	15.4	23.1	26.3	26.5	18.1	28.0	17.6	51.7 22.5	14.2	3.0	3.8
契約社員	100.0	14.3	15.4	44.9	37.9	21.7	8.9	3.5	9.0	30.3 11.9	7.3	2.1	1.8
パートタイマー	100.0	12.4	12.8	10.1	12.3	23.4	20.4	35.0	15.4	55.0 23.9	6.4	2.1	2.4
派遣社員	100.0	16.9	17.2	25.9	39.6	26.4	2.8	8.0	14.4	26.2 26.6	1.7	8.8	1.7

※ 2003 年調査では、「人件費の節約のため」を「賃金の節約のため」(上段)と「賃金以外の労務コストの節約のため」(下段)に分

資料出所:厚生労働省1999年、2003年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」



を振り返る。 回 員について、 復期にかけて増加したパ 企業が雇用 した理 1

契 曲

〇三年、 関する総合実態調査」(一 た雇用理由のウエートが高まって がそれぞれ三ポイント程高く、こうし 門的業務に対応するため」で、 両調査でもっとも多かったのは、「専 雇用理由について、九九年、 続いている。 厚生労働省の 能力のある人材を確保するため 表2)によると、 ただ、 「就業形 ○三年調査の方 態の多様化に 契約社員の 九九九年、 ○三年の 「即戦

焦点を当てた。

就業形態により異なる非正規の

雇用理由

本論に入る前に、

まず景気低迷期

か

施している企業

(労使)

の取り組みに

て、

処遇の見直しや改善を実

とほとんど変わらない非正規の直接雇

が著しい契約社員やフルタイム型のパ たヒアリング調査では、ここ数年増加

本稿で取り上げる九社を対象に行

トタイマー

など、

労働時間が正社員

ある。 年調査は一 ことがわかる。「人件費の節約のため している。 ると見ることができる。 きないものの、 質問内容が変わったため単純に比較で は三番目の雇用理由にあがっており、 他方、 が 方、 「正社員を確保できないから」 九九年調査の七・五%から〇三 明らかに割合が高まっ 四・三%となり、 トタイ この割合も高まって マー 0) 雇 用 理由 7

0)

費の節約のため」 ついては、 九九年、 とする回答がもっと ○三年とも

る。

をあげる企業が多 るため」ー 業 を調節するため」 動に応じて雇用量 ため」や の繁閑に対応する 月 員を確保できな 長い営業(操 時間に対応す しかし、 週の中の仕事 「景気変 正 など

も多く、 、次いで「一 ほぼ倍増 いる で

的人材として、

パートタイマーは人件

契約社員は主に専門

高めてきたのは、

0)

中で、

非正規雇用の活用ウエー

トを

このように企業が長期的

な景気低

っている 13

.から」とする回答のウエー

- 卜も高、

「人件

追求してきた結果だとみることができ 人件費の圧縮や流動費化とい 非正規雇用が増えた理 由 つ

組み合わせ(雇用ポートフォリオ) い分け、各企業にとって最適な雇用 調整役としての期待からそれぞれを使 費節約に加え、業務量の変化に応じた

を

0)

して、 意味合いも大きかったことが伺える。 きなかったためという側面を無視する た経営上 用については、 契約社員などのフルタイム型非正規雇 ことはできない。 同時に、 の要請から、 正社員の代替といった 企業にとってとくに 正社員を確保で

最近になって、

相次ぐ正社員登用・転換の動き

-改正パート労働法に義務規定

さまざまな業種で実

ŀ

タ

1

4

法案

は、

事

業主に対 いる改

今国

|会に上程されて

Ļ

トタ

イマ 労働

1

-から通

常の労働者

な

ければならな

いことを盛り込んで

0)

転換

がを推

進

するため

の措置を講じ

る

員等

 \vec{O}

É

社員登用・

転換に関

民する新聞

聞

よると、

現在の就業形

態を選ん

だ理

ばし

ば目にするようになっ

施

計

さ

れて

いる

パ

1

卜

契約社

者

0)

意

識に

関

する

調

査

0

六年

新聞報道にみるパート、契約社員等の正社員登用・転換の動き化

する就 る場合もあ 報道された措置内容 企業名 りそな銀行 06/4/5 業形 パート行員を正社員にする制度を05年度に導入。約90人を正社員化した。 埼玉りそな銀行 日本経済新聞 売場責任者である「主任」として1年以上の経験があり、満50歳以下で、店長推薦 06/6/2 平和堂 る。 態 を受けるなどしたパート社員を正社員に登用する制度を新設。 日経産業新聞 \bar{O} 約20人の契約社員を日本橋本店などの婦人服や紳士服の販売担当として初めて 三越 下で J I 正社員に登用 すかいら一く 出店拡大のため、中途採用の3割をパート・アルバイトから登用予定。 06/5/19 0) L P 05年秋に「エリア社員制度」を設置し、パート社員27人を採用。1人の社員が複数 日本経済新聞 リンガーハット 人事 店舗の店長をかけ持ちする体制を改め、エリア社員店長を増やす。 Τ 07年春から、営業の地区担当者が優秀なアルバイト学生を人事部に推薦し、一定 吉野家D&C 戦 0) 枠で優先的に採用する仕組みを導入 力 コールセンター業務を担う約2.5万人のパート・派遣社員のうち約4000人を正社 NTT西日本 んと労 多様 員として採用する方針を打ち出す。 06/7/20 日本経済新聞 3年以上勤務した32歳以下の契約社員を対象に、正社員へ登用する制度を06年 JR西日本 01年度に日本人の期間従業員を対象にした正社員登用制度を導入。05年度まで 06/9/6 ② 社 に約400人を正社員に登用した。06年度からは日系人を中心に外国人期間従業 アイシン精機 日本経済新聞 員の正社員登用も開始し、6人を登用した。 て、 サンエー 06年9月に全国約1100カ所の店舗で働く販売職の契約社員1006人の雇用契約 内公募とし を正社員へ切り換え。正社員数が5割強増加した。 インターナショナル 通 06/10/18 自社の店舗運営を手がけるワールドストアパートナーズで、契約社員約6000人を 日本経済新聞 常 正社員にした。これにより、WSPの販売職従業員のうち、学生アルバイトなどを除く ワールド 0 9割が正社員となった 労 リーダー契約社員の資格をもつパート社員を対象に、正社員にする制度を07年3月 07/3/6 イズミヤ 働 て、 中にも導入予定。早ければ08年春にも初のパート正社員が誕生する。 日本経済新聞 労組が07春闘で、期間従業員やパート社員の正社員登用の拡大と教育の充実な 者 07/01/16 **134** どを要求する方針を固めた。 07年1月、系列の人材派遣会社から受け入れている職員約3200人を本社が直接 短時 毎日新聞 0 ポ 07/1/5 明治安田生命 雇用する契約社員に変更。4月からは勤務期間など一定条件を満たした契約社員 ス 毎日新聞 を、選考のうえ正社員に採用する

は、 要であるとし、 転 意 タ な て当該募集に 曲 の外 こう 欲 1 換できるような機会を作ることが イ か その雇 して、 0) ム労働法では、 つ 7 から んた事情を踏 たから」と回 ある人に対して、 1 の約二割 契約社员 用する短 通 関 常労働 例として、 する情報の周 員の が、 一時間 正社 はまえ、 一者を募集する場合 答 してい 約 「正社員に 労働 四割、 通常労働 間労働者に対 員になり 改正パ ① 当該· 1 -に応募 知を . る。 者に対 パ 事業 者に 1 行 た 1 な 必 n す う 13 ŀ ŀ

0)

査

11 0)

07/3/6 日本経済新聞 07/3/7 日経流通新聞

ら正

発的に

短 そ

一時間

労働

者となって などの

1

卜

・タイ

7

1

中には、

り、

Ō

働

言方

が固

定して

L いる人が

こまって

13 お

> け時 あげている る る等、 間 機会与える③ 労働 転換 一者を対象として試験制 制 度を導入する 定 0) 資格を有 度を設 する 等 短

約社員を対象とした制度ありが る事業所 P T 今回 人事戦力と労働者の は、 るケー 換対象の 社員への (〇六年) ③の転 0) 0) がは四 ヒア スである。 「多様化する就業形態の下で **・リング** $\overline{\bigcirc}$ 換制度をすでに導入して 転換制度が によると、 業形態別にみると、 ·七%に 、調査で取 先に引用したJI 意識に関 0) 「ある 非 ぼる。 芷 ŋ 社員 上げ する とす 調 た か



07年10月、初めてパートを正社員にする。約2年間の勤務実績をもとに選考し、売

場の管理職などに育成する。 販売業務のアルバイト、契約社員約2万人のうち、約5000人を正社員(新設する地

07年4月、ほぼ1年半ぶりにパートなどを正社員化する。

域限定正社員制度枠)として登用すると発表。

非正社員の 活用の 類

化

分かれている「 行・ホテ 非正社員の 正社員・ へ事制度の 類型化すると次のようになる すなわち、 今 の九社は、 つては正社員が 回ヒア 汃 職 :員の人事処遇制度を大まか ij あり方として、 人事管理 食品製造など幅広い 非正社員の活用に関する 銀行・金融サー Ą グ調査の対象とし 位の仕組み 行 不連続パター って ①正社員と いたような が完全 -ビス、 図 2 が、 た 非

伊勢丹

高島屋

ユニクロ

える。 途採 六%、 うとして 触れる事例のように、 多 が 字をみる限り、 % うケースが 対する臨 正社員への はある程度、 点に留意が 七年問題など当面 制 こうした実情を踏まえると、 崩 な (4) か した報道の中には、 環に位置づけている 度を整備・導入するケー れた制度として、 用の機会を利用して非 13 し 事業所も含まれて などとなっている。 いる 換の かし、 時 1 心要かもしれな :混在している可能性 的 |転換を行っている事業所 卜 一ことなどを考慮すると、 普及してい タイ な措置とし 実績があり、 企業はそう多くはな ①制度は 正社員登用 する業務上 マー対象 正社 そ 非 て、 芷 れを人材戦 いる(3) あ るようにも (位置づけ さらに後 こうし 正社 員登 っても事 社員に広く が二七・ -スと、 の課 転 転 先に紹 換を 用· 換制 が 員 ② 中 いから た数 あ 題 ょ 略 例

とは 後検討を迫られることになりそうだ。 制 ŀ 労働 いえ、 度を導入する背景や理由は異 法の要請もあ 正社員登 前 ・ ŋ 転換は改正 各企業で今 へなる

Business Labor Trend 2007.6

不連続パターン

Ą 不連続パター ン」については

ても 重複部分 つつあることから、 ター ター ス B てずに処遇して ヘテッ が多 ン」③双方の仕事、 かな連続性をもたせつつある シいため、 プ・バイ・ステップ型連 Ó 正社員、 処遇制度につ つ いる C. に分類するこ 役職等に 非正社 65

同

社における非正社員の活用

約

社

などに取り組んでい社員から事業所採用

、るとい

の正社員 の引き上げ

0 Ŕ

登

用 進

しては、 労組によると、

契約月給額

せ高 とができる 事や役職等を非正社員にも任 (図 2 結果 儿 多数派とみることができる。 処遇制度として、このタイプ 0) 等

中では少数派だが、

から推察すれば、

非正社員の人事 先に触れた調査

える人事管理体系になっている。

非正社員の処遇

改善と

I 社

が

依

0

Ι

例

0)

中では、

食品

販

売業

労働条件

の改善も進

まな

か

つ

非以

正社員に資格体系などはなく、

社が該当する。

Ł

アリ 製造

ング対象

は 一

本の

賃金表のみで個別契約

心ともい

処遇

5. 社員比率で一 1○年前 場の機械化とともにその数は減少。 な労働条件 で高度成長期に急増 その :の季節臨時工までさかのぼおける非正社員の活用は、 後、 5 の改善も進 季節 一割程度となり、 臨時工は準社員の į められたが、 産業横断 それ ぼる

パートタイム労働法の一部を改正する法律案の概要 図 1

(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)

少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮すること ができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の 確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のための所要の改正を行う。

就業形態の多様化の進展に対応した共通の職場ルールの確立

- 1 労働条件の文書交付・説明義務
- 労働条件を明示した文書の交付等の義務化(過料あり)等
- 2 均衡のとれた待遇の確保の促進(働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備)
- (1)すべてのパート労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化等 (2)特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取扱いの禁止
- 3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化

- 4 苦情処理・紛争解決援助
- (1)苦情を自主的に解決するよう努力義務化
- (2)行政型ADR(調停等)の整備

5 事業主等支援の整備

短時間労働援助センターの事業の見直し(事業主等に対する助成金支給業務に集中)

施行期日 平成20年4月1日施行(ただし、5に関しては平成19年7月1日施行)

通常の労働者への転換の推進

現状•課題

- 短時間労働者の一部は、非自発的に短時間労働者となっている者であるにもかかわらず、一度短時間 労働者として就職すると、希望にかかわらずその働き方が固定化してしまう。
- 意欲のある者は、通常の労働者へ転換できるような機会をつくることが必要

改正内容

事業主は、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じなければならないこととする

- 当該事業所の外から通常の労働者を募集する場合には、
 - その雇用する短時間労働者に対して当該募集に関する情報の周知を行う
- 社内公募として、短時間労働者に対して、通常の労働者のポストに応募する機会を与える

分も設定しているケースもあった。 応しい処遇も兼ね備えた新たな雇 任せる仕事領域等に対応し、

また、

非正社員のやる気やモ

チベ

1

一定の資格を有する短時間労働者を対象として試験制度を設ける等、転換制度を導入する等

っていた。 員・職員の

その際、非正社員に新たに 人事処遇制度の見直しを行

それに相

用

方を再整理する必要性が生じ、非正社

、レーゾーンとなった仕事領域のあり

すすんだ結果、

正

規・非正規の間 タイマー等の活用

で

通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずる

ĺ

タイム型パート

ステッ

゚゙

バイ・ステップ型連

タ

今回

ヒアリング

プさせ、

正社員登

用

の途を開く

象とした銀行・金融サー

-ビス、

ホテル

旅行業界の

B~H社で幅広くみられた

こうした業種では近年、

契約社員、

公正な待遇の実現

労働生産性の上昇

連続パターン ステップ・バイ・ ステップ

非正社

員

•

職員を段階的にスキル

ア

居転勤にも応じられ

うにした。

さらに、 より

正社員と同

様、 0) 変形

シフト

制

体型パターン

することができる

切ってい

たことも特徴点として指

業で正社員登用・ ションを損なわない

転換制度

0)

導入に踏

ように、

多くの

企

タイ 的拡 すみ、 業の 社 どを一本化した。 すんだ結果、 外資との提携により ついては、 になったパ (売り場責任者レベ 回 員 C. A 社 (が担っていたような仕事 マー等の資格 大と戦力面でも質的な基幹化が ヒアリング調査した中では、 あわせてパートタイマー等の のみが該当する。 体型パターン」 ートタイ 〇四年に正社 高 そして、 (役職登用) -マー等 ル 仕事 処遇を得ら を任せること の標準化がす 同社では、 に かつては正 員とパ の上位層 つ V 制度 れるよ ベ 1 7 ル な 1 す

労働

嵵

間による働き方が可能ならば、

腑

時、

社員区分に振

り替える制

度も 1

3

ンアッ

۱९

1

トタイマー

のモチベ 図 2

シ

プを図っていた

非正社員の人事処遇制度の類型化 図2

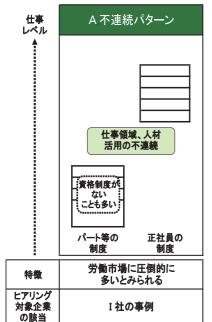
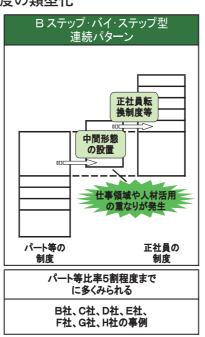
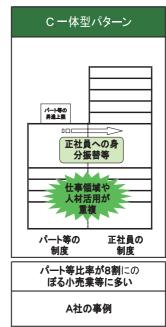


図 3





ステップ・ パターンの バ 1 ・ステップ ポイント

もらっては

困るような、

長を補佐

レ ベルの

契約社員やフルタイム型

これら三つの タ 1 ン いのうち、

ツ で 1 ップ型連続 プ・ は ン В. バ 0) 1 ス 以 テ 下

つ 同 パ 11 7 概 特徴 ン 説 ス す

> 0) わ 非 同 生じてきたため、 規と非正規が 特徴としては、 ないよう、 正社員のモチベーショ 導入にも踏み切っ 正社員登 ①仕事領域等の 7 用 65 る 転換 面

・レストラン) 、体的な事例をみる。 では、 店舗運営上、 等の B 社 外 突然辞め 食 (従業員 (ファ

1

ター

0) 万 Š

約8,500人 非正社員 地域限定 正社員 -トタイマ・ 社員 約1,500人 アルバイト) 職務レベル 経営幹部 D1~3 中途採用枠を 管理監督職 M1~3 活用して正社 現場の K5~6 本人希望と店長推薦 があり、分社ごとの ポストニーズに合致 運営管理者 すれば豊用される K1~4 店舗の S1~4 日常業務 資格制度なし (ホール・キッチ ンスタッフ)

B社における非正社員の人事処遇制度の仕組み

た点があげられる する方向で対応している②その際、 正規・非正規の人事管理を分 重複するグレーゾーンを 雇用区分を見直すと ンなどを損 的制度等 غ で正 15

で対 0) 勤務形態が可能で、 年の持ち株会社化を機に、 万円程度に設定する「地域 に不安定な状態を続けてきた。 区分を設けた 、状況を打開するため、 地 1 応する程度で、 1 マー 間給の積み増しや若干の が生まれていた。 図 3 年収上限を三〇〇 人材管理 同 限定社 地域限定 社では〇五 美 その こう 手当 非 員 処 常 0)

約社 社した北海 店舗責任者をまかされてお 制度を先行導入した北海道 あるという。 定社員の店長に任せて ○○万円以下の店舗 一監督職ではない。 た店舗運営の責任は負うものの、 員等から地 域限定社員は、 道、 域限定社員へ登 九州の 月間 ば、 店長や料理 いく方針でいる 一社で随 今後、 の売上 ŋ で、 三人が 先行 が一 用 時、 地 長 域限 ع 契 0

は設けて 廃止され、 では、 正社 る。 員は中途採用枠を活用するなどして、 地域限定社 旅 旧 0) 制度の 行業 員 雇 九九〇年前半 0) た。 用区分は新制度導入とともに 契約社員 D 応募も可 な 員 新制度への移行にあたり 社 13 から正社員 が、 (従業員五 能にする方針 優秀な地域限定社 <u>五</u> か 45, への 0~1100 転換制 数次にわ で 度

たり、 きた。 契約社員については、 事をこなすようになり、 材活用のあり方が異なることを労使で 正社員と契約社員がほぼ 確化が必要となってき し 契約社員の人事制度を改定して か 最近になって代理店で 正社員とは、 た。 改めて区分の 同 じような仕 その ため、



限定 約社員から正社員の登用実績をみると、 契約社員を「地域 七年にカンパニー勤務コー ○六年に全国勤務コースで三六人、 日常的業務を担う人材」と位置づける 人などとなっている。 ーリア社 子系を参 ア社員採用もスタートさせ、 方 (図4)、 勤 の登用制度も整備している。 (務コースの正社員(○六年新 員からカンパニー 員」の区分を創設した。この |考にした地域内限定勤 年に正社員の資格 ○四年から新卒者の (転居転勤なし)で スで一九二 (事業部門 併せて 務 0) 0 契 工

任せる仕 るな 九%から○六年には二二%にまで高ま のF社では、非正社員比率が〇二年 もあらわれてきたことから、 労働金庫(近畿、従業員一三〇〇人) また、 事領 勤続三年を超える派遣社員 域の再整理が必要とな 嘱託、 臨時社員などに 非正社員 0

> うえで、 遣職1 を任 限定的な職員区分と位置づけた。その 者。 は専門的あるいは特定職種に従事する 託社員と臨時社員に分けた。 は 0) 原 ま 人事処遇制度 歩手 員の せる区分として新設し、 [時社員はあくまでも正職員や派 契約社員に採用される仕組 契約社員は正社員でいう管理 勤続三年を経過した派遣社員 前の担当職レベルまでの 時的な代替として活用する の全面改定を行 これを嘱 嘱託社員 つ 仕事 た。

を整備。 使協議中であ 社員への 転換制度につ 方、 契約 15 嘱託社 ても、 員 現在 から正

労

た。

止社員から正社員

への登用

制度を導入

理

○人) では、 消費者金融業のG社 九〇年代半ば以降、 ルセンターの設置などに 情報漏洩の防止など内 正社員 (従業員 ・非正社員 自 四 0 動 0

より 部管理体制をより強化する必要に迫ら こうしたなか、 契約機やコー (材活用のあり方を整理。 たこともあり、 非正社員の積極的な活用が進んだ。 〇四年に非

れ

正社員 P1(監督職) 正社員 転換制度 約950人 D2(中堅社員) D1(新入社員) <u>契約</u>社員 新卒採用は大卒のみ 嘱託社員 約310人 約700人 所属長推薦で、嘱託社員や

> を行い、 要件は、 受け、 込んだ。 げたパートタイマー すると確認した。また、 〇五年四月に二二人、 たっては、 直近の評価がB以上で所属長の推薦を 正社員比率は五割を下回らないように かないオペレー 六人が登用された。 正社員にも転換できる制度を盛り 社労 転居転勤が可能な者。 契約社員へとステップアップさ 一年以上勤務し、四五歳未満契約社員から正社員への登用 合格率は約七割となっている 面接・筆記試験と性格審査 ター 非 正 (図 5 人材として活用 社員は役職には (準社員) 〇六年 職務能力を上 登用にあ 应 は嘱託 月に

過 去

雇用区分が混在してきた。こうしたな まざまな呼称で似たような仕事をする ていたため、 社員の採用が各工場や営業所に任され 員とほぼ同数に達した。 正社員が増加を続け、 ○年間で、 ートタイマー、 肉製品製造業等の日社では、 ○三年にコーポレー 正社員が半減する一 職場には準社 アルバイトなど、 〇二年には正 しかし、 トガバナンス 員 嘱 方、 非正 託 さ 非 社

D社における非正社員の人事処遇制度の仕組み 図4

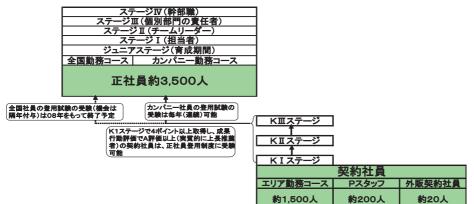


図5 G社における非正社員の人事処遇制度の仕組み

務地、

労働

『時間)

0)

重なりを生じな

社員の間で仕事

職

種

や働き方

(勤

を強化する観点からも、

正社員—非正

?役割の雇用区分(正社員の主任クラ まで引き上げて、 非正社員の仕事領域を主任 八割程度を保障する) 新たにリー を設 ダ

トナー社員制度」を導入した。

業規則から処遇まで一本化する

区分をできるだけ一括りにまとめ、

就

0)

相違点が曖昧だった非正社員

*・正社員転換制度の

導入に踏み切っていた。制度は主に、 比較的最近、契約社員、パートタイマ その制度設計で各社が共通して配慮し 登用・転換後の人事処遇の決定― 対象者の選定、登用・転換試験の実施 ー等を正社員へ登用・転換する制度の になる。まず、調査した事例をみると テップ・バイ・ステップ型連続パター ている点がいくつかみられた。 いう三つのプロセスで構成しており、 した事例の特徴をあげると以下のよう ン」で、正社員登用・転換制度を導入 これらの事例から、 対象者の選定基準として、 とくに B. ス

」といったメッセージが込められてい この間に登用されなければ、(同社で) リア形成に関する目安の提示という側 る。年齢制限は、契約社員、パートタ 社も含めた可能性を追求してください 正社員になれる見込みは薄いため、他 る。こうした制度設計の背景には、「 年齢制限を二五歳と低く設定し、さら 慮によるものとみられる。ただし、後 これは、正社員登用・転換後のキャリ 四○歳以下、G社で四五歳以下、H社 面もある。 イマー等に対する、企業側からのキャ から徐々に逓減させる仕組みにしてい リア社員(契約社員)の年収を二八歳 に、正社員の九割に設定されているエ で事例紹介する帝国ホテルは、応募の アに一定の長さをもたせ、キャリアア で四〇歳以下 ップのチャンスを確保するといった配 第一の年齢制限に関しては、E社で **一などとなっている。**

マーから、七時間パートタイマーへ、一日の勤務時間が五時間のパートタイ岡県の静清信用金庫が代表例である。の場の静清信用金庫が代表例である。

さらにはフルタイムのキャリアスタッさらにはフルタイムのキャリアスタッフから正社員への転換にあたっては、これまでの働きぶり(評にあたっては、これまでの働きぶり(評にあたっては、これまでの働きぶり(評価結果や上長推薦など)を踏まえつつ、電票・論文・面接試験を課して正社員筆記・論文・面接試験を課して正社員をしての適性を判断していた。

第三の仕事の設定に関しては、同信第三の仕事の設定に関しては、同館金銭の出納を除くすべての業務を任せ、預金の勧誘目標なども正社員の八割まで高めていた。併せて、そ員の八割まで高めていた。併せて、それ二~三年目の正社員の賃金水準を入社二~三年目の正社員の賃金水準を入社二~三年目の正社員の制度への乗り入れをスムーズにする工夫を施し乗り入れをスムーズにする工夫を施していた。

もたらすメリット正社員登用・転換が

5

若年労働者の呼び戻し(リコール)

化が求められ、人件費負担の軽い、パに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、類似した傾向が浮かびに振り返ると、

しかし、景気回復とともに、労務活用で、急場をしのいできた。

0)

ならば、 伴って正社員の職から排除されてきた ではないかも知れないが、業績回復に 解雇(レイオフ)と対比するのは適当 うとしている。これはアメリカの一時 力のある人を正規雇用として囲い込も 転換制度を導入して、現在職場にいる かし業績回復後、企業は、正社員登用・ 規雇用の形で企業に取り込まれた。し の入社・入職が望ましかったものの、 することもできる。すなわち現在、非 非正社員・職員のなかから、意欲と能 長く新卒採用が見送られたため、非正 正社員・職員で働いている人も、本来 る動きと似ている。 若年労働者をリコー これを採用面からみると、こう解釈 新卒正社員採用という形態で ル (呼び戻す)

雇用ポートフォリオの書き換え

二四・二%でもっとも高くなっている。「仕事限定・勤務地限定型」の割合がれた正社員の働き方のタイプとしては、れた正社員の働き方のタイプとしては、理の現状と新たな働き方の可能性に関理の現状と新たな働き方の可能性に関理の現状と新たな働き方の可能性に関

両者にとってのメリット

増えはじめ、正社員採用は近年まで、 卒者の新規採用の受けⅢになってきた。 この「仕事限定・勤務地限定型」の正 主として仕事、 からこの区分の採用抑制を図る企業が しかし、景気低迷により九○年代中頃 合職にシフトしてきた経緯がある。 かつては高校、専門学校、短大 いわゆる「一般職正社員」と 勤務地とも非限定の総

事の効率化に向けて、 書き換えの一環であると見ることがで 心に描いてきた雇用ポートフォリオの 転換に途を開いている企業もある。 から全国転勤が前提になる総合職への の正社員区分だった。もちろん、そこ こうした「仕事限定・勤務地限定型」 る際に、新たに設定した雇用区分は、 企業が正社員登用・転換制度を設計す こうした動向を踏まえると、正社員 ヒアリング調査で明らかなように、 企業が人件費の軽減と仕 非正規雇用を中

> び上がった企業側、 リットをまとめる

ることもできる。 られていた採用ルートに加え、新たな 間をかけて見極めることができること えている採用ルートの多元化の一環と 企業のなかには、新卒と中途採用に限 員登用・転換制度を定期的に実施する 用リスクが軽減され、即戦力の人材と たのは、意欲や能力の高い人材を、時 して、人事戦略に組み込んでいるとみ ようとしているところもある。最近増 して期待される。また、こうした正社 である。新卒採用に比べて明らかに採 「入社・入職経路」として、位置づけ 企業側のメリットとして共通してい

るユニクロや明治安田生命のように、 としての役割を、正社員登用・転換者 非正社員・職員や新人正社員の教育係 また、後でインタビューで取り上げ に期待している企業もあ

新人パート・アルバイト る。正社員数の絞込みで あり、メンター役として な時間がさけないことも や新入社員の教育に十分 の期待も高い。

然ながら懸念されるが、 ニクロのように顧客向け 件費減でカバーできると 見越している企業と、ユ によるコストアップは当 塊の世代退職による人 登用・転換制度の導入 ビスの充実で十分

後にヒアリング調査を通じて浮か 労働者側双方のメ

な

いえるだろう。 業にとって重要な課題になってきたと 正社員登用制度を整備することは、 でなく、優秀な人材の確保の面から、 ったインセンティブはそがれてしまう。 止まり状態にあっては、能力開発とい 欲・能力があっても、キャリアが行き なるだろう。 る「無力感」の払拭にも資することに 格差が存在するといったことから生じ っても結局はキャリア形成につながら されることで、これまでいくらがんば 入にあわせて、 なる点だ。また、正社員登用制度の導 んだ人たちにとって、再挑戦の機会と を得ず契約やパートという働き方を選 氷河期で、正社員採用が少なく、やむ とってのメリットとしては第一に就職 このようにパート法改正の動向だけ い、また同じ仕事をしていても処遇 方、パー 非正規雇用にとって意 トタイマーや契約社員に 新たな雇用区分が整理

research/2007/032.htm 調査は、 0.32「パート、契約社員等の正社員登用・ 清信用金庫)については、次の事例報告で詳 主に委員長・書記長クラスに対して実施した。 組合で、企業は主に人事部長クラス、労組は アリングの対象は、各企業人事部および労働 食品製造――等の九社を調査対象にした。ヒ を行った旅行・ホテル、銀行・金融サービス、 近年、正社員と非正社員の人事管理の見直し ト、派遣等が混在して働いている職場があり 契約・嘱託社員、パートタイマー、アルバイ いただきたい。http://www.jil.go.jp/institute/ 転換制度――処遇改善の事例調査」をご参照 なお、九社のうちこ社(帝国ホテル)とE社(静 詳しくは、JILPT調査シリーズN 正社員

「ペイする」と見ている企業が多かっ しく取り上げているので、本稿で制度の詳細

ほとんどない」(六・六%)となっており、パー うち、「期待以上の応募がある」(九・二%)、「期 2. 平成一九年版「パートタイマー白書」(ア があり適用事例もある」事業所は二三・三%、 浮かび上がっている。 たほどの応募はない」(五五・四%)、「応募は 待通りの応募がある」(二七・五%)、「期待し ところ、募集を行った七五・八%の事業所の ト・アルバイトを雇用している企業に聞いた ト・アルバイト募集の有無と応募状況を、パー ト・アルバイトの採用に苦戦している状況が イデム)によると、直近一年間におけるパー 同調査によれば、「正社員への転換制度

導入予定もない」が五六・六%――などとなっ 所も合わせると八割台半ばまで「ある」の割 業所について、中途採用の機会を利用して非 4. 「若年者の職業選択とキャリア形成に関 正社員から正社員への転換を行っている事業 員登用の制度や慣行が「ある」と回答した事 する調査研究」(二〇〇四年)をみると、正社

定である」八・三%、「転換制度はなく今後の

「転換制度はあるが適用事例はない」が

一一・八%、「転換制度はないが、今後導入予

時工数に対する割合)は、三〇〇~四九九人 代の高度成長期に、臨時工の本工登用制度を の処遇改善は停滞期を迎える。そして、バブ り、パートタイマーの導入でこうした臨時工 本工登用が広く進んだものの、七〇年代に入 とかなり高い割合を占めていた。労働組合も 三五・七%、一〇〇〇人以上規模で二九・八% 規模で四二・三%、五〇〇~九九九人規模で 登用制度を有しており、本工登用率(六〇年 もうける企業が急増した。東京都の「臨時工 5. なお一般的に製造業の場合、一九六〇年 異なる展開を見せている。 だこともあり、サービス業での非正規化とは ル崩壊後の不況期には、請負・派遣化が進ん 臨時工の本工化要求を掲げたところも多く 四月から一年間で本工に登用されたものの臨 と臨時工使用事業所のうちの八割近くが本工 状況調査」(三〇〇人以上規模事業所)による